

松江市情報サービス産業等立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市情報サービス産業等立地促進補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「情報サービス産業等」とは、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材育成機関及びその他市長が特に認める業種をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市情報サービス産業等立地促進補助金
補助金交付の目的	情報サービス産業等の進出にかかる費用負担を軽減し、経費の一部を助成することにより市内への企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図ることで地元若年層やU・Iターン者をはじめとする若者定住の促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	情報サービス産業等の事業者が本市において、オフィスの設置を行うために賃貸借により賃料を支払う事業
交付対象経費	補助事業者が支払う市内オフィスの月額賃料、または補助事業者が利用している市内オフィスについて補助事業者の親会社、子会社及びその他のグループ企業が支払う月額賃料とする。ただし、月額賃料には共益費、敷金・礼金その他これに類する経費は含まないものとする。なお、初回の補助金交付の決定を受けた日の属する月から96月分を限度とする。
交付の率又は金額	交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、1月当たり20万円を上限とする。
補助事業者の範囲	次に掲げる要件を全て満たす情報サービス産業等の事業者とする。 (1) 市外から新規に市内にオフィスを設置していること。ただし、島根県ソフト産業家賃等補助金交付要綱第3条第1項第3号に示す「新規立地」として交付決定を受けている場合は、この限りではない。 (2) 市内在住の常時従業員を3人以上継続して雇用していること。 (3) 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること。ただし、当該契約は補助事業者による直接契約であることを要せず、親会社、子会社及びその他のグループ企業が締結した契約であっても妨げない。 (4) 操業を開始しており、賃貸借契約の履行開始日から1年以内であること。
終期	令和9年3月31日

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。